

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を公布する。

令和元年6月24日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 11 号

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則  
(京都市児童福祉施設措置費等徴収規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「第5条の4の2第6項」を「第5条の4の2第5項」  
に改める。

- (1) 京都市児童福祉施設措置費等徴収規則第4条第1項第4号及び第3項第1号
- (2) 京都市子ども・子育て支援法施行細則第3条第4号
- (3) 京都市保育所条例施行規則第4条第4号
- (4) 京都市立学校保育料等徴収条例施行規則第2条第4号

(京都市知的障害者措置費徴収規則等の一部改正)

第2条 次に掲げる規則の規定中「第5条の4の2第5項」を「第5条の4の2第4項」  
に改める。

- (1) 京都市知的障害者措置費徴収規則第3条第2項第1号
- (2) 京都市老人福祉措置費徴収規則別表第2備考5
- (3) 京都市身体障害者措置費徴収規則第3条第2項第1号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)